

規制の事後評価書

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存法部分）

規制の名称：特別国際種事業者の登録

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：環境省自然環境局野生生物課
経済産業省製造産業局生活製品課

評価実施時期：令和7年6月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しに伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第51号）の特別国際種事業者の登録制度における欠格事由から、成年被後見人又は被保佐人であって、その法定代理人が他の欠格事由に該当するものを削除した。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

- ☒おおむね想定どおり
- ☐想定を下回るが、対応の変更は不要
- ☐想定を下回り、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

- ☒おおむね想定どおり
- ☐想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐想定を上回り、対応の変更が必要

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

- ☒おおむね想定どおり
- ☐想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐想定を上回り、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
成年後見制度の 利用促進	事前評価時	当該規制において、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されることから、成年被後見人又は被保佐人であってその法定代理人が他の欠格事由に該当するものであるということを理由として当該成年被後見人又は被保佐人が排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人及び被保佐人の人権の尊重、成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。
	事後評価時	成年後見制度の利用者数は、198,181人（平成29年末）から、230,848人（令和5年末）に増加した。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとは言えないが、本規制緩和により成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなることによって、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することは、成年後見制度の利用促進に資するものである。

<負担>

■行政費用

		算出方法と数値
登録の申請処理に要する 費用	事前評価時	特段発生しない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
法定代理人による地位の 濫用のおそれ	事前評価時	欠格事由を削除することに伴い、欠格条項に該当する法定代理人がその地位を濫用し、実質的に自ら事業を行う事態が想定される。この点、後見人・保佐人については、民法上、その者の職業及び経歴等も含めた一切の事情を考慮した上で家庭裁判所の職権により選任され、家庭裁判所等は、いつでも報告・財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができ、不正な行為や著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、親族・検察官等の請求により又は職権でこれを解任することができることとされている。このため、このような家庭裁判所による監督権により、欠格条項に該当する法定代理人による地位の濫用を防止することが考えられる。また、これに加え、後見人等に関する行政指導や登録の条件を付する等の措置により、旧欠格条項の趣旨は担保できると考えられるため、特段の影響は想定されない。

	事後評価時	顕在化する負担はなかった。
■その他の負担 —		

3 考察

・本規制緩和以降、成年後見制度の利用者数は増加した。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとは言えないが、特別国際種事業者の登録の申請に当たり、成年被後見人等という理由のみで一律で排除されることがなくなり、成年被後見人等の人権の尊重及び成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消が図られたと考えられる。 ・他方で、本規制緩和により新たな行政費用及び顕在化する負担は生じていないことから、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異は生じておらず、本制度は継続することが妥当である。
--